

EROPA 会議論文発表者奨励金助成者の募集について

1 趣旨

EROPA¹地方行政センター²は、我が国が EROPA 会議において指導的な役割を果たし、また、もって我が国の行政水準の向上を図るため、我が国の研究者が EROPA 会議で発表する地方自治に関する研究報告に対し、奨励金を助成する。

なお、平成 28 年度はフィリピン（マニラ）で開催されることとなっており、テーマは「Igovernance: Innovative, Inclusive, Integrity-based」である。

2 応募資格

次の要件を満たすこと。

- (1) 日本国民で、原則として平成 28 年 4 月 1 日現在において満 40 歳以下の者
- (2) 高等教育機関等において研究職に従事しており、行政学又はその周辺分野を専門としている者

3 助成予定者数

若干名

4 助成金額

15 万円

（EROPA 会議登録料 300 米ドルを別途支給する。）

5 応募方法及び資料

本奨励金による助成を希望する者は、以下の資料を平成 28 年 4 月 15 日（金）までに事務局（jitidai-kenkyu@soumu.go.jp）に電子ファイルで提出すること。なお、EROPA 会議の開催国が作成する募集条件とは異なるので注意すること。

- (1) 論文のアブストラクト（日・英）：英語で 200 語程度のもの
- (2) 論文のスケルトン（日）：論文の骨格、アウトラインが分かるもの
- (3) 補足資料（日）：背景説明、用語の定義等アブストラクトの理解を助けるもの
- (4) 略歴（日）：経歴に加えて、専門分野、研究テーマ等が分かるもの

¹ Eastern Regional Organization for Public Administration。アジア・太平洋地域の経済・社会発展の促進に資するため、その行政的側面の向上を図ることを目的とする非政府間国際組織。

² EROPA からの要請決議により総務省自治大学校内に設置された。EROPA 加盟国の地方行政制度に関する調査・研究等を行っている。

なお、論文は未発表のものに限る。

6 審査及び結果連絡

EROPA 地方行政センター論文審査委員会において応募資料を審査し、本奨励金助成の可否を判定して、その結果を各応募者に連絡する。

7 論文提出

6 により本奨励金の助成対象とされた応募者（以下「助成対象者」という。）は、募集年における EROPA 会議開催国が作成した募集条件に従い、設定された期限までに EROPA 会議開催国指定の提出先に以下の資料を提出する。

- (1) アブストラクト（英）
- (2) フルペーパー及び PPT 資料（英）

8 論文発表

助成対象者は、募集年における EROPA 会議の分科会において、当該会議の開催国が定める発表方法により論文発表を行う。

9 その他

(1) 著作権

本奨励金の助成を行う論文の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を言う。）は EROPA 地方行政センターに帰属する。

(2) 他の助成制度との併願

本奨励金の助成を行う論文について、応募者は他の組織の助成を併願してはならない。

10 今後のスケジュール

平成 28 年 4 月 15 日（金）	地方行政センターへの応募締切り
5 月初旬頃	奨励金の助成の可否について応募者に連絡
5 月 30 日（月）	EROPA 会議開催国へのアブストラクト提出締切り
7 月 15 日（金）	EROPA 会議開催国から論文受領の連絡
9 月 15 日（木）	EROPA 会議開催国へフルペーパー及び PPT 提出締切り
10 月 10 日（月）～14 日（金）	EROPA 会議開催（マニラ）